

# 売 買 契 約 書 (案)

1	品 名	全自動分割分包機
2	規格 (形式)	(株)タカゾノ Crestga-Solo2-C
3	数 量	1 式
4	契 約 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税 円)
5	納 入 期 限	令和5年12月28日
6	納 入 場 所	茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528
7	契 約 保 証 金	免 除

買主 茨城県立中央病院 (以下「甲」という。)と売主 (以下「乙」という。)  
とは、上記物品について、次の条項により売買契約を締結する。

第1条 乙は、甲の示す納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。

第2条 乙は物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による納品書を受領したときは、10日以内に乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。

3 検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減額して、乙に納入させることができる。

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

第5条 前条の引渡し前に生じた物品の亡失、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。

第6条 乙は、第4条の引渡し後において、納入した物品がこの契約内容に適合しないことが判明したときは、この契約を履行した日から1年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。

2 乙は、甲に対して前項に規定する毀損により生じた損害を賠償しなければならない。

第7条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

第8条 乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

第9条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の納入期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第11条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

3 前2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合に当っては、この限りでない。

第13条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528  
茨城県立中央病院  
病院長 島居 徹

印

乙

印

# 仕 様 書

## 1 物品の名称・数量等

全自動分割分包機 数量：1 式

<内 訳>

メーカー	品 名	数量
株タカゾノ	全自動分割分包機 【構成】 本体 Crestga-Solo2-C Crestga 用コントローラ TYPE8 (CT) Win10 メンテナンスパック 5 年 メンテナンスパック 1 年	1 式  1 台 1 式 1 式 1 式
分包機本体機能	<p>上記機器に関し、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体制御はタッチパネル PC で制御が可能であること。</li> <li>・錠剤、散剤の分包が可能であること。</li> <li>・分包パターンが散、錠、散錠同時、散錠交互、さらに処方に応じた多彩なパターン分包が可能であること。</li> <li>・カッターはオプション設定が可能であること。</li> <li>・円盤 1 枚を有し、散剤投入口が 2 つを有していること。</li> <li>・剤質の異なる散剤を 2 か所の投入口から同時に撒くことで、均等に分包が可能であること。</li> <li>・散剤は、円盤 1 枚につき、一度で 1~93 包の分包が可能であること。</li> <li>・錠剤の手撒きマス数は、48 マスを有していること。</li> <li>・オートクリーナーで残薬を分包毎に吸塵が可能であること。</li> <li>・センサー等で散剤の振り撒き状況を検知し、散剤フィーダーの自動調整が可能であること。</li> </ul>	
集塵機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散剤投入口に集塵機構を有していること。</li> </ul>	
散剤検知センサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散剤検知センサーを有し、円盤上に振り撒かれた散剤の高さを検知し、散剤の堆積値や分包数に応じた最適な分割補正を自動的に行い、分包精度の向上が可能であること。</li> </ul>	
包装紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用包装紙は、グラシン紙、TEX ダイヤマット紙、分包フィルムドライマットの 3 種から選択が可能であること。</li> <li>・包装サイズを 70×60mm、70×70mm、70×80mm (標準)、70×90mm と薬剤の種類・錠数に合わせて選択が可能であること。</li> </ul>	
クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤が通過する経路の部品は容易に取り外し、清掃が可能であること。</li> <li>・集塵機、掃除機のフィルター等は容易に交換が可能であること。</li> <li>・掃除機は、スイッチレスを採用し、掃除が可能であること。</li> <li>・掃除機は、サイクロン方式の集塵装置により高い捕集率でコンタミネーションを防ぐことが可能であること。</li> </ul>	
印字装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力装置は、タッチパネル PC とシートキースイッチであること。</li> </ul>	

システム連携	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印字パターンは、繰り返し、連続、繰り返し交互、繰り返し連続から選択が可能であること。</li> <li>・トラブル時にはエラー表示を液晶画面に表示し、同時に復旧方法も表示するなど、メンテナンスが可能であること。</li> <li>・熱転写式インクリボンの採用により、分包後すぐ触っても印字内容が滲まないこと。また容易に交換が可能であること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在稼働中の調剤支援システムで任意で追加した賦形剤の連動が可能であること。</li> <li>・連携することにより解析された患者単位で処方情報を受け取ることが可能であること。</li> <li>・稼働状況により、運用に関する設定の変更に柔軟性があること。</li> <li>・受信したデータを必要時、削除する機能が実装されていること。</li> <li>・処方データの削除は、処方単位と受信処方全体削除を選択して実行が可能であること。</li> </ul>	
--------	---	--

## 2 納品場所

茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8

茨城県立中央病院 薬剤科 調剤室

## 3 調達の条件（以下に必要な一切の費用を見込むこと。）

- ・ 使用できるよう搬入、据付、接続、調整、動作確認を行ったうえで、取扱説明を行うこと。
- ・ 納入により生じた梱包材料等は持ち帰り処分すること。
- ・ 供給者は、技術支援及び教育、講習支援を十分に実施し得る体制を確立しておくこと。

## 4 納入期限

令和5年12月28日（木）

納入にあたっては、事前に連絡調整すること。